

# 山梨県公報

第一千二百号

平成二十二年

十二月二十七日

月 曜 日

## 目次

### 告 示

保安林の指定の解除の予定……………	六九九
保安林の指定の解除の予定(二件)……………	六九九
建設工事に係る競争入札に参加する者に必要な資格等の一部改正……………	七〇〇
道路の区域変更(二件)……………	七〇〇
河川区域の指定の一部改正……………	七〇一
廃川敷地等(二件)……………	七〇一
公 告	
特定非営利活動法人の設立の認証申請(二件)……………	七〇一
国土調査の成果の認証……………	七〇二
土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出……………	七〇二
人事委員会	
山梨県学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則……………	七〇三
義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則……………	七〇三
その他	
労働組合法第二条第一号に規定する者の範囲……………	七〇六
正 誤	
平成二十二年十一月三十日付号外第八十三号中……………	七〇六

## 告 示

### 山梨県告示第三百八十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成二十二年十二月二十七日

一 解除に係る保安林の所在場所

山梨県知事 横 内 正 明

笛吹市御坂町大野寺字平沢山二〇三七の一・二〇三八の一・二〇三八の七・二〇三八の一三・二〇五六の一・二〇五六の五(以上六筆について次の図に示す部分に限る。)、二〇三八の五、二〇三八の八から二〇三八の一〇、二〇三八の一、二〇三九、二〇五六の四

二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備

三 解除の理由  
砂防設備用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を山梨県庁及び笛吹市役所に備え置いて縦覧に供する。

### 山梨県告示第三百八十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十二条の二の規定により、次のように保安林の指定施設要件を変更する予定である。

平成二十二年十二月二十七日

山梨県知事 横 内 正 明

一(一) 指定施設要件の変更に係る保安林の所在場所

斐崎市(次の図に示す部分に限る。)

(二) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(三) 変更後の指定施設要件

1 立木の伐採方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び斐崎市役所に備え置いて縦覧に供する。

二(一) 指定施設要件の変更に係る保安林の所在場所

斐崎市(次の図に示す部分に限る。)

(二) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(三) 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

- 字三次山三三五五の二・字池田二六一一・字奥ノ入三四六九の二・三五六〇の
- 一・字前林一九九・三三三三の一・字八森一四〇六・三三〇二・三三〇三の一・
- 三三〇六・字下新田七三一一・字上祖母石一九一の一・字原二〇三七の二・二〇
- 四一の二・字滝沢三〇九〇の二・字山ノ神六〇二六の一・字汁森三五五九の三・
- 三五六〇・字中沢五九一四の三・字八丁五八二二の二(以上二〇筆について次の
- 図に示す部分に限る。)、字南反保四〇七の二、四一七の三、四四五の三、四四
- 五の四、四四五の五、四六五の二、四七三の二、四七四の二、字破場二七六の二、
- 二九八の二、三〇一の三

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び韮崎市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

山梨県告示第三百八十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十二条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十二年十二月二十七日

山梨県知事 横 内 正 明

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

北杜市(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

- 字大平六二〇九の二・六二九二の二・六二九八・字東畑ヶ六一五六の一・六一六

- 六の一・字桜平六五二〇の二・六五二一の二・六五二四の一・字入ノ沢六六二
- 七・六六二八・六六四八・字風越六三二一・六三三二(以上三筆について次の
- 図に示す部分に限る。)、字下平五三八〇の二

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び北杜市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

山梨県告示第三百八十八号

建設工事に係る競争入札に参加する者に必要な資格等(平成二十二年山梨県告示第二百九十三号)の一部を次のように改正し、平成二十三年四月一日から適用する。

平成二十二年十二月二十七日

山梨県知事 横 内 正 明

一に次のように加える。

3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)(又は法人であつてその役員が暴力団員であるもの)

山梨県告示第三百八十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成二十三年一月十七日まで一般の縦覧に供する。

平成二十二年十二月二十七日

山梨県知事 横 内 正 明

一 道路の種類

二 路 線 名 内船停車場線

三 道路の区域

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
		(メートル)	(メートル)	(メートル)

南巨摩郡南部町南部字南田富士川右岸堤防敷地先から 南巨摩郡南部町南部字南田九一七二番の一五二地先まで	新	九・四〇 一一・六	旧	六・七〇 七・五〇	八〇・〇〇
---	---	--------------	---	--------------	-------

**山梨県告示第三百九十号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から平成二十三年一月十七日まで一般の縦覧に供する。

平成二十二年十二月二十七日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 大月停車場線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
大月市大月町駒橋一八〇番地先から 大月市大月町大月三三八番地先まで	旧	八・五〇 九・〇〇	八三・〇〇
大月市大月二丁目字六貫メ三四六番の六地先から 大月市大月二丁目字六貫メ三四六番の一地先まで	新	一五・〇〇 三三・〇〇	五二・〇〇

**山梨県告示第三百九十一号**

一級河川白井沢宮川に係る河川区域の指定（平成二十二年山梨県告示第五百三十七号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年十二月二十七日

山梨県知事 横内正明

第十三号図から十四号図に係る区域を次のように変更する。  
（「次のよう」は、省略し、その関係図面を山梨県県土整備部治水課及び中北建設事務所北支所に備え置いて縦覧に供する。）

**山梨県告示第三百九十二号**

次のとおり廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、告示する。その関係図書を山梨県県土整備部治水課及び中北建設事務所北支所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年十二月二十七日

山梨県知事 横内正明

- 一 河川の名称 富士川水系 白井沢宮川
- 二 廃川敷地等が生じた年月日 平成二十二年十二月二十七日
- 三 廃川敷地等の位置 北杜市長坂町長坂上条字長大地二千七百六十九番三地先から二千七百四十二番三地先まで
- 四 廃川敷地等の種類及び数量 千三百五十二・八〇平方メートル

**山梨県告示第三百九十三号**

次のとおり廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、告示する。その関係図書を山梨県県土整備部治水課及び中北建設事務所北支所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年十二月二十七日

山梨県知事 横内正明

- 一 河川の名称 富士川水系 漆川
- 二 廃川敷地等が生じた年月日 平成二十二年十二月二十七日
- 三 廃川敷地等の位置 山梨県南アルプス市山寺字上河原千三百三十四番一から四まで、千三百三十四番六から八まで及び下市之瀬字狐塚千三百七十八番十一
- 四 廃川敷地等の種類及び数量 四百四十三・二七平方メートル

**公 告**

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請  
 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年十二月二十七日

山梨県知事 横内正明

- 一 申請のあった年月日 平成二十二年十二月九日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - 1 名称 特定非営利活動法人グリーンフィールズ
  - 2 代表者の氏名 朝野聡
  - 3 主たる事務所の所在地 山梨県南都留郡富士河口湖町長浜二千一 五番地
  - 4 定款に記載された目的
 

この法人は、学校及び幼稚園・保育所などの施設および運動場や公園などの施設等に対して、芝草などによる緑化を推進し、その実現のための総合的な企画・調査・設計や実施、維持管理事業を推進すると共に、学校等関係者や地域住民などを対象にした継続的な維持・管理のための助言又は支援・協力をを行い、その普及や人材育成などに努めて、生活・教育環境の充実・向上を図ることで、もって社会教育の推進、まちづくりの推進、文化・芸術又はスポーツの振興、環境の保全、子どもの健全育成等の公益の増進に寄与することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成二十二年十二月十日から平成二十三年二月九日まで

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年十二月二十七日

山梨県知事 横内正明

- 一 申請のあった年月日 平成二十二年十二月十三日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - 1 名称 特定非営利活動法人山梨ICT&コンタクト支援センター
  - 2 代表者の氏名 金成葉子
  - 3 主たる事務所の所在地 山梨県山梨市小原西九百五十五番地
  - 4 定款に記載された目的
 

この法人は、広く山梨県内及び県外周辺地域の一般住民・団体・事業者等に対し、ユビキタス社会に対応できるICT（情報通信技術）関連業務並びにコンタクトセンター（企業等において、顧客への対応業務を専門に行う事業所・部門）業務に従

事する人材の育成及び人材の登録・紹介事業を実施するとともに、これら住民・団体・事業者等が容易に情報化ネットワークに参加できるよう環境整備を推し進め、質の高い保健・医療・福祉・健康情報サービスや自治体・公共・団体サービスを構築し、運営事業を実施することにより、地域雇用及びビジネス創出とより豊かな住民生活を実現し、地域社会の発展に寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成二十二年十二月十五日から平成二十三年二月十四日まで

● 国土調査の成果の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成二十二年十二月二十七日

山梨県知事 横内正明

- 一 調査を行った者の名称 中央市及び市川三郷町
- 二 調査を行った時期 中央市 平成二十一年十一月十九日から平成二十二年二月二十三日まで  
市川三郷町 平成二十一年十月二十六日から平成二十二年三月二日まで
- 三 成果の名称 地籍図及び地籍簿
- 四 調査を行った地域 中央市大字西花輪の一部  
市川三郷町大字高田の一部
- 五 認証年月日 平成二十二年十二月十四日

● 土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出

土地区画整理法（昭和二十九年法律第十九号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり富士河口湖町小立土地区画整理組合から理事の氏名及び住所の届出があった。

平成二十二年十二月二十七日

山梨県知事 横内正明

氏名	住所
相澤 武志	南都留郡富士河口湖町小立二千九十一番地

相澤 正範	南都留郡富士河口湖町小立四千二百三十九番地
在原 英機	南都留郡富士河口湖町勝山千百五十九番地
大石 秀世	南都留郡富士河口湖町小立二千九百九十九番地一
大石 芳行	南都留郡富士河口湖町小立百二十八番地
小佐野 快	南都留郡富士河口湖町勝山二十五番地
小佐野 茂雄	南都留郡富士河口湖町船津九百四十番地
梶原 常民	南都留郡富士河口湖町小立三千十一番地五
倉沢 宗治	南都留郡富士河口湖町勝山四千五百六十五番地
坂本 寛	南都留郡富士河口湖町小立千八百三十五番地
渡邊 先雄	南都留郡富士河口湖町船津二千二百八番地二
渡邊 正一	富士吉田市下吉田千九番地の二
渡邊 富栄	南都留郡富士河口湖町小立二番地
渡邊 操	南都留郡富士河口湖町船津千八百八十四番地
渡邊 美延	南都留郡富士河口湖町小立二百五十八番地

## 人事委員会

### 山梨県人事委員会規則第三十八号

山梨県学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。  
平成二十二年十二月二十七日

山梨県人事委員会

委員長 小澤 義彦

山梨県学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則  
山梨県学校職員の給与に関する規則（昭和三十二年山梨県人事委員会規則第八号）の  
一部を次のように改正する。  
別表第六特別支援学校の項及び 小学校  
中学校 の項中「一・五」を「一・二五」に改める。  
附則  
この規則は、平成二十三年一月一日から施行する。

### 山梨県人事委員会規則第三十九号

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。  
平成二十二年十二月二十七日

山梨県人事委員会

委員長 小澤 義彦

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

義務教育等教員特別手当に関する規則（昭和五十年山梨県人事委員会規則第十一号）

の一部を次のように改正する。

別表第一及び別表第二を次のように改める。



別表第一 教育職給料表(二)の適用を受ける者(第四条関係)

職員の区分	職務の級	1級	2級	特2級	3級	4級
	号給					
再任職員及び任期付職員以外の職員	1~4	2,000円	2,100円	3,500円	4,200円	6,800円
	5~8	2,000	2,300	3,700	4,400	6,900
	9~12	2,100	2,400	3,800	4,500	7,100
	13~16	2,200	2,500	4,000	4,900	7,200
	17~20	2,300	2,600	4,300	5,100	7,400
	21~24	2,400	2,800	4,500	5,200	7,500
	25~28	2,600	2,900	4,700	5,400	7,600
	29~32	2,700	3,000	4,900	5,500	7,700
	33~36	2,800	3,200	5,100	5,700	7,900
	37	2,900	3,300	5,300	5,900	8,000
	38~40	2,900	3,300	5,300	5,900	
	41~44	3,100	3,500	5,400	6,000	
	45~48	3,200	3,700	5,600	6,100	
	49~52	3,300	3,800	5,700	6,300	
	53~56	3,400	4,100	5,800	6,400	
	57~60	3,500	4,300	6,000	6,600	
	61~64	3,600	4,500	6,100	6,800	
	65~68	3,700	4,800	6,300	6,900	
	69~72	3,800	4,900	6,400	7,000	
	73~76	3,900	5,100	6,500	7,100	
	77~80	4,000	5,300	6,700	7,200	
	81~84	4,100	5,400	6,800	7,300	
	85~88	4,100	5,500	6,900	7,400	
	89~92	4,200	5,600	6,900	7,500	
	93	4,300	5,800	7,000	7,500	
	94~96	4,300	5,800	7,000		
	97~100	4,400	5,900	7,200		
	101~104	4,400	6,100	7,200		
	105~108	4,500	6,200	7,200		
	109	4,500	6,300	7,300		
110~112	4,500	6,300				
113~116	4,600	6,400				
117~120	4,700	6,500				
121~124	4,700	6,600				
125	4,800	6,700				
126~128		6,700				
129~132		6,800				
133~136		6,900				
137~140		6,900				
141~144		6,900				
145~148		7,000				
149		7,100				
再任用職員		3,200	3,800	4,500	5,100	6,400
任期付職員						2,500

別表第二 教育職給料表(一)の適用を受ける者(第四条関係)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号給				
再任用職員及び任期付職員以外の職員	1~4	2,000円	2,500円	5,100円	6,800円
	5~8	2,000	2,600	5,200	6,900
	9~12	2,100	2,800	5,400	7,100
	13~16	2,200	2,900	5,500	7,200
	17~20	2,300	3,000	5,700	7,400
	21~24	2,400	3,200	5,900	7,500
	25~28	2,600	3,300	6,000	7,600
	29~32	2,700	3,500	6,100	7,700
	33~36	2,800	3,700	6,300	7,900
	37	2,900	3,800	6,400	8,000
	38~40	2,900	3,800	6,400	
	41~44	3,100	4,100	6,600	
	45~48	3,200	4,300	6,800	
	49~52	3,300	4,500	6,900	
	53~56	3,400	4,800	7,000	
	57~60	3,500	4,900	7,100	
	61~64	3,600	5,100	7,200	
	65~68	3,700	5,300	7,300	
	69~72	3,800	5,400	7,400	
	73~76	3,900	5,500	7,500	
	77	4,000	5,600	7,500	
	78~80	4,000	5,600		
	81~84	4,100	5,800		
	85~88	4,100	5,900		
	89~92	4,200	6,100		
	93~96	4,300	6,200		
	97~100	4,400	6,300		
	101~104	4,400	6,400		
	105~108	4,500	6,500		
	109~112	4,500	6,600		
	113~116	4,600	6,700		
	117~120	4,700	6,800		
	121~124	4,700	6,900		
125~128	4,800	6,900			
129~132	4,900	6,900			
133~136	4,900	7,000			
137	4,900	7,100			
138~140	4,900				
141~144	5,000				
145~148	5,100				
149~152	5,100				
153	5,100				
再任用職員		3,200	3,800	5,100	6,400
任期付職員					2,500

**附則**  
この規則は、平成二十三年一月一日から施行する。

**その他**

**山梨県労働委員会告示第二号**

地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）第五条第二項の規定により、同法第三条第四号に規定する職員が結成し、又は加入する労働組合について、職員のうち、労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第二条第一号に規定する者の範囲を平成二十二年十二月十五日次のとおり認定した。  
平成二十二年十二月二十七日

山梨県労働委員会

会 長 鶴 田 和 雄

地方独立行政法人山梨県立病院機構の職員が結成し、又は加入する労働組合について、当該職員のうち、次の表に掲げる者  
地方独立行政法人山梨県立病院機構

勤務箇所	労働組合法第二条第一号に規定する者
本部事務局	事務局長、事務局次長、課長、組織・人事・服務・給与・福利厚生に関する企画立案担当の職員及び予算・決算・訟務を担当する職員
山梨県立中央病院	院長、副院長、事務局長、医療安全管理室長、医療局長、薬剤部長、看護部長、事務局次長、施設管理幹、課長、部長、総放射線技師長、総検査技師長及び副看護部長
山梨県立北病院	院長、副院長、事務局長、医療部長、課長、薬局長、総看護師長及び副総看護師長

**正誤**

ページ	行	誤	正
-----	---	---	---

平成二十二年十一月三十日山梨県人事委員会規則第三十六号（特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則）

六 上 終わりから十一 前項第三号

前項第二号